



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

498	包括外部監査契約の締結	(財政課).....	1
499	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
500	クリーニング師の研修の指定	(食品・生活衛生課).....	2
501	クリーニング所の業務従事者講習の指定	(").....	3
502	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
503	随意契約の相手方の決定	(薬務課).....	3
504	"	(").....	4
505	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
506	貴志川土地改良区の定款変更の認可	(").....	5
507	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
508	基本測量の実施	(技術調査課).....	5
509	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
510	"	(").....	6
511	"	(").....	6
512	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	6

○ 公安委員会告示

19	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	7
----	---------------------	-------	---

○ 正誤

令和3年4月2日付け和歌山県報第196号和歌山県告示第330号中	8
----------------------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第498号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和3年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	3,795,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、5,005,000円（消費税及び地方消費税を含む。）をもって上限とする。

- 1 執務費用
基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。
- (1) 基本執務費用
包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。
- (2) 外部監査人補助者執務追加費用
各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは89,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは55,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。
- 2 実費
旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。
- (1) 旅費
包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張(包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地(包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地)を離れて旅行することをいう。以下同じ。)したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例(昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。)の例により算定した額とする。
- (2) 關係人出頭費用
包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該關係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

3 包括外部監査人の氏名及び住所

瀨瀬和雅

兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目9番18-202号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第499号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年5月26日まで縦覧に供する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

令和3年4月26日

2 名称

特定非営利活動法人ストロベリーハート

3 代表者の氏名

松尾隆代

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市中島812-1

5 定款に記載された目的

この法人は、成長・発達が気になる子どもとその家族への様々な発達支援活動を行うとともに、その質的向上・発展と社員相互の連携・交流を図りながら、福祉の維持・向上に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第500号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
令和3年8月8日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第501号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 令和3年6月18日（金）から同年7月20日（火）まで
(2) レポート提出締切年月日 令和3年8月20日（金）

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第502号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250746	セントケアたなべ	和歌山県田辺市新庄町369-1 メゾンサンテ1階A号室	居宅介護 同行援護	特定なし	セントケア和歌山株式会社	和歌山県和歌山市紀三井寺840番地の39	令和3.5.1

和歌山県告示第503号

新型コロナウイルス抗原検査キット及び鼻腔用滅菌スワブの購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12

条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
SARS-CoV-2 ラピッド抗原テストキット 1,621箱
コバス Uni スワブキット 40,525本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部健康局薬務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
竹内化学株式会社
和歌山市弁財天丁63番地
- 5 随意契約に係る契約金額
38,336,650円（うち消費税及び地方消費税の額3,485,150円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第504号

新型コロナウイルス抗原検査キット及び鼻腔用滅菌スワブの購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
SARS-CoV-2 ラピッド抗原テストキット 1,913箱
コバス Uni スワブキット 47,825本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部健康局薬務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月5日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
竹内化学株式会社
和歌山市弁財天丁63番地
- 5 随意契約に係る契約金額
45,242,450円（うち消費税及び地方消費税の額4,112,950円）
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和2年6月29日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 久保隆史 橋本市高野口町名古屋466番地の3

2 退任した役員（令和3年3月30日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 福井博一 橋本市高野口町伏原631番地

理事 丸山勲 橋本市高野口町応其239番地

3 就任した役員（令和3年3月31日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 喜多啓允 橋本市高野口町伏原403番地

理事 北本一美 橋本市高野口町名古屋1130番地7

理事 大久保正弘 橋本市高野口町応其286番地の4

和歌山県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、貴志川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第507号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字三十井川字滝谷493の1・494の1・494の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第508号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件データ整備）
- 2 作業期間 令和3年5月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、有田市及び有田郡有田川町の一部

和歌山県告示第509号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3547	紀の川市桃山町元字涌田12番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 3.4.21	6.00	60.87

和歌山県告示第510号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3557	岩出市根来字鳥52番の一部、53番3の一部、里道、水路	岩出市清水364番地4 有限会社サカエ土地建物 取締役 上田栄司	令和 3.4.22	6.00	46.00

和歌山県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3559	岩出市高塚字西高瀬164番4の一部	岩出市清水384番地の1 都市開発興業株式会社 代表取締役 平田英生	令和 3.4.22	6.00	44.95

和歌山県告示第512号

令和3年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月11日

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館納入資料（図書） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館資料課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地
- 5 落札金額（各1冊当たり納入価格）
資料本体価格の99.9パーセント
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日
令和3年2月2日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和3年5月11日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和3年6月16日（水）から同月18日（金）まで、同月21日（月）、同月22日（火）及び同月24日（木）	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和3年5月17日（月）から同月24日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

正 誤

正 誤

令和3年4月2日付け和歌山県報第196号和歌山県告示第330号中

ページ	誤	正
4	令和2年4月2日	令和3年4月2日